

保安業務の担い手【論点 2】

1. 検討の視座

都市ガスの供給には、導管を通じてガスを送る行為と、それにより需要家の下に届けられたガスを小売する行為の両方がある。現在のガス事業法では、自由化された部門（大口ガス事業、ガス導管事業）を除き、導管の維持・運営と小売は一般ガス事業者が担っている。

需要家が所有する内管や消費機器の保安業務の担い手の検討は、まず、一般ガス事業を利用している全 2,900 万件の需要家の多くを占める小口需要家について行い、それを踏まえた上で、大口需要家について行う。

現行制度では、小口需要家が所有する内管や消費機器の保安業務は、許可された地域において独占的に導管の維持・管理と小売を営む一般ガス事業者が責任を負い、実際の業務^(※1)を幅広く行っている。

ガスシステム改革小委員会での審議では、ガス事業の類型は、導管の維持・運営を担うガス導管事業と小売を担うガス小売事業の 2 つに整理すべきではないかとされた。

※1 保安業務には①現場での作業 ②保安全般の管理 が存在するが、今回の議論における保安業務は保安全般の管理をいう。

このため、仮に小売を自由化する場合、小口需要家向けに小売事業のみを行う事業者が参入するとともに需要家の選択肢が拡大することとなる。このような中、保安の維持・向上、ひいてはガス安全高度化目標の達成を目指すためには、現行制度は一定の見直しが必要である。

そこで、現行ガス事業者が担っている需要家保安に係る主な法定の保安業務（緊急時の対応、内管の漏えい検査、消費機器に関する調査・周知）について、その業務の実態や性質を十分に踏まえた上で、新たな類型におけるガス事業者を、ガス導管事業者とガス小売事業者（以下、それぞれ「新ガス導管事業者」、「新ガス小売事業者」と呼ぶ。）とした場合、いずれの事業者が担うか検討する必要がある。

また、それを踏まえた上で、保安責任をいずれの事業者が担うか検討する必要がある。

2. 各保安業務について

各保安業務の対応状況は、資料3②（AからE）のとおり。

3. 小口需要家に係る各保安業務に係る検討事項

（1）保安業務の実施のあり方として考慮する点

小口需要家の所有資産に係る保安業務の実施のあり方として、以下の①から⑥までの点を考慮する必要があるのではないか。

- ①新ガス導管事業者が所有する導管から需要家が所有する内管、さらに需要家の消費機器までは相互に接続されているところ、これらの保安業務を同一の者が一元的に行うことが必要か。
- ②緊急時の対応は、平常時の点検又は調査で得られる情報を踏まえれば、より迅速かつ着実に行えることから、これらの保安業務を同一の者が一体的に行うことが必要か。
- ③仮に小売を自由化すると、需要家が新ガス小売事業者を変更することが可能となるが、その際も、保安業務が安定的に行われることが必要ではないか。
- ④集合住宅の各戸の需要家が異なる新ガス小売事業者を選択しても、共用部分の資産の保安業務を着実かつ一体的に行うことが必要ではないか。
- ⑤特に緊急時の対応は、高度な専門性にに基づき、現場に応じた判断と対応を迅速に行える者が行うことが必要ではないか。
- ⑥小売事業者が存在しない空き家についても同様の保安業務が着実に実施されることが必要ではないか。

（2）各保安業務の実施状況を踏まえた担い手の検討

次のAからEまでの保安業務について、各業務の実施状況を踏まえた上で、新ガス導管事業者又は新ガス小売事業者のどちらが担うのが適当か。仮に小売が自由化されると、既に自由化された大口需要家向けの小売と同様、小口需要家向けの小売にも電力事業者や液化石油ガス事業者などが参入することが見込まれるところ、これらの事業者がそれぞれの保安業務の担い手になり得るかについても確認しつつ検討する。

A 緊急保安（緊急時対応）

保安業務を実施する者は、ガスによる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、具体的には供給先の需要家から通報され対応を求められた時や自らその事実を知った時に、速やかに対応する必要がある。このため、24時間体制での通報受付や、現場に急行する出動班の整備が必要である。

また、ガスの臭気通報は、通報時点では漏えい箇所が特定されていないこともあるため、特に小口においては、集合住宅や一般住宅地、繁華街などガスの使用者が混在するエリアでは、本支管と内管とで同一の事業者が実施する必要があるのではないか。

さらに、緊急保安業務は、他の保安業務にも増して、高度な専門性にに基づき、現場の状況に応じた判断と対応を迅速に行うことが求められる。このため、新ガス導管事業者が一体的に保安業務を実施することが適当と考えられるのではないかと。

B 内管の漏えい検査

内管については、ポリエチレン管を使用する部分や屋外で埋設されていない部分等を除き、40月に1回以上の頻度で適切な方法により、ガスの漏えいがないかを点検し、漏えいが認められない状態とすることが必要である。この業務を担うべき事業者については、以下のような点を考慮し検討する必要があるのではないかと。

- ①内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で実施することが有効ではないか。
- ②漏えい箇所の特定には検査によりガス漏れが判明した場合には、緊急保安をスムーズに対応するために、緊急保安と内管の漏えい検査を一体又は連携して実施することが必要ではないか。
- ③過去の検査情報を適切に管理し、小口需要家が新ガス小売事業者を変更しても、過去の情報を踏まえた検査を実施することが必要ではないか。
- ④集合住宅の共用部分の検査は、各戸が別々のガス小売事業者を選択しても、同一の事業者が担う方が漏れなく効率的に実施できるのではないかと。
- ⑤小売事業者が存在しない空き家の内管漏えい検査も着実に実施するためには、小売契約の有無に関わらず同一の事業者が実施することが望ましいのではないかと。

- ⑥漏えい検査の作業に必要な教育や実務経験（最低3ヶ月以上）を経ることで、比較的容易に作業スキルを取得できるとも考えられるが、その作業の工程管理や品質管理が可能な事業者が実施することが適切ではないか。

（参考1）

第8回 ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会（平成14年5月22日）
事務局（当時の原子力安全・保安院保安課・ガス安全課・液化石油ガス保安課）から現行の法制度の説明資料（抜粋）

（参考2）

第9回 ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会（平成14年7月2日）
内管ガス工事実施主体についての考え方及び保安業務の委託制度についての考え方に関する日本ガス協会からのプレゼンテーション（抜粋）

C 消費機器の調査

消費機器は、ガス栓以降に取り付けられたガスを消費する場合に用いられる機械又は器具である。

現行制度では、消費機器のうち、屋内設置された不完全燃焼防止装置が付いていない風呂釜、給湯器等の給排気設備等、及び特定地下街等に設置された消費機器等につき、一般ガス事業者が一定の技術基準に適合しているかどうか調査し、適合していない場合は、需要家に対し取るべき措置等について通知することを義務付けている。対象となる消費機器は少なくとも約60万台以上あると推定される^(※2)。

※2 一般社団法人日本ガス協会による推定

この業務を担うべき事業者については、以下のような点を考慮し検討する必要があるのではないか。

- ①現状では、内管の漏えい検査と消費機器の調査の周期はすべて同じタイミングという状況ではないものの、同じタイミングの場合には、消費者宅の訪問機会に併せて、内管の漏えい検査などとともに実施することが一般的である。内管の漏えい検査と消費機器の調査は、仮に同じタイミングで行う場合には同一主体が行うことが効率的であるという考えもあるが、同じタイミングで行われない場合があることをどう考えるか。
- ②過去の調査情報を適切に管理し、小口需要家が新ガス小売事業者を変更しても、過去の情報を踏まえた上で調査を実施することが必要という考えもあるが、新たに契約を締結する際に改めて調査を実施すれば、必要な情報が得ら

れるか。

- ③これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取替の促進、消費機器に関する問い合わせへの対応等の作業を通じて、保安の維持・向上に努めてきた。このような活動を継続していくためには、これまでと同様にガスを販売する事業者が、消費機器の調査を実施することが効果的ではないか。
- ④小売契約を需要家と締結することで需要家と接点がある事業者が担う方が、円滑な調査が実施できるのではないか。
- ⑤ガスを販売する事業者がガスを販売する上で、需要家の消費機器を把握することが一般的であるため、消費機器の調査は、ガスを販売する事業者が行う方が効率的ではないか。

D、E 消費機器の周知

消費機器の周知には、(a)一般的なガスの使用に伴う危険発生の防止に関する周知（一般的周知）と、(b)屋内に設置されたガス瞬間湯沸器（ガスの消費量が12kW以下のもの）、屋内に設置された半密閉式のガス湯沸器及び浴室内に設置された自然排気式・排気扇未接続の風呂釜などを所有する需要家に対するガスの使用に伴う危険発生の防止のための周知（危険発生防止周知）とがある。

一般的周知は、ガス事業法の省令により3年ごとに1回以上行うこととされており、危険発生防止周知は、同法の省令により毎年度1回以上行うこととされている。

これらの業務を担うべき事業者については、以下のような点を考慮し検討する必要があるのではないか。

- ①現状では、消費機器の周知は、消費者宅の訪問機会に併せて、消費機器の調査などとともに実施することが一般的である。この実態を踏まえ、消費機器の調査と消費機器の周知は同一主体が行うことが効率的ではないか。
- ②これまで既存ガス事業者は、ガスを販売する立場から、安全型機器への取替の促進、消費機器に関する問い合わせへの対応等の作業を通じて、保安の維持・向上に努めてきた。このような活動を継続していくためには、これまでと同様にガスを販売する事業者が、消費機器の周知を実施することが効果的ではないか。

- ③小売契約を需要家と締結することで需要家と接点がある事業者が担う方が、円滑な情報提供が実施できるのではないか。
- ④ガスを販売する事業者がガスを販売する上で需要家の消費機器を把握することが一般的であるため、危険発生防止周知は、ガスを販売する事業者が行う方が効率的ではないか。

4. 大口需要家^(※3)に係る各保安業務に係る検討事項

現状では、大口需要家（年間のガス契約量が 10 万 m^3 以上）に係る保安業務（緊急時の対応、内管の漏えい検査、消費機器^(※4)に関する調査・周知）は大口ガス事業者等が担っている。

※3 大口需要家としては、例えば、ビジネスホテルや病院（100 床以上）などが該当。

※4 工業用建物であって、年間ガス使用量が 50 万 m^3 以上の大口ガス事業者は、消費機器の調査・周知は不要。

今回の見直しにより、ガス事業者から大口需要家に保安業務を担わせるのが適当か。その際に、大口需要家に保安業務を担わせるとした場合、高い保安業務が期待できるか。仮に高い保安業務を期待出来ない場合、ガス事業者がこれらの業務を担うことが適当か。

その上で、ガス事業者が担い手となる場合には、新ガス小売事業者と新ガス導管事業者のいずれかが担うこととすべきか。小口需要家の段階で検討した論点に加え、以下の点を考慮し検討する必要があるのではないか。

- (1) 現在、大口ガス供給は、大口ガス事業者等が保安業務を担っており、これまで段階的な自由化範囲の拡大に伴い、過去 10 年間において大口ガス事業者等による事故は発生していないことから、現行の体制を継続しても保安の観点から問題ないと考えられるため、既に実績のある仕組みを継続する必要はないか。
- (2) ガスの使用の制約条件も需要家毎に様々であり、内管の系統が複雑で、消費機器も特注のものが多など特殊・個別性が高いことから、これらの情報を把握した上で、作業及び管理を行い得る事業者が実施する必要はないか。また 24 時間稼働している工場やホテル、病院等の大口需要家では、ガス供給停止の影響が大きいことから、内管の漏えい検査で設備の稼働を止める場合や、緊急保安で供給停止を行う場合があることなどを考えると、需要家のガスの使用実態等を把握している事業者が当該業務を担うべきではないか。

- (3) 仮に、大口需要家に係る保安業務と小口需要家に係る保安業務で担い手を変えると、その境界線に当たる需要家、具体的には年間のガス契約量が10万 m^3 前後である需要家に係る保安業務は、毎年の利用量によって担い手の変更してしまう。現状において大きな問題は発生していないことから、特段見直す必要はないと考えてよいか。
- (4) 小口に係る保安業務のあり方で、3(1)の①から⑥(特に、①、②、③、⑤)までの懸念点が大口にも適用され得るか否か。

(参考) 小口需要家に係る保安業務の実施のあり方として考慮する点

- ①新ガス導管事業者が所有する導管から需要家が所有する内管、さらに需要家の消費機器までは相互に接続されているところ、これらの保安業務を同一の者が一元的に行うことが必要か。
- ②緊急時の対応は、平常時の点検又は調査で得られる情報を踏まえれば、より迅速かつ着実に行えることから、これらの保安業務を同一の者が一体的に行うことが必要か。
- ③仮に小売を自由化すると、需要家が新ガス小売事業者を変更することが可能となるが、その際も、保安業務が安定的に行われることが必要ではないか。
- ⑤特に緊急時の対応は、高度な専門性にに基づき、現場に応じた判断と対応を迅速に行える者が行うことが必要ではないか。

以上に対し、①については大口需要家の敷地境界線には、通常バルブを設置し、本支管と内管は分断されていることが多いため、必ずしも一元的に行われる必要はないということも考えられる。

また、③、⑤の観点については大口ガス事業者が自ら保安を担っているケースも少なからず存在するが、こうした実態を踏まえる必要があるのではないか。

なお、大口ガス事業者側の意見として以下の観点からの指摘もあるが、どのように考えるべきか。

(7) 保安業務の引継ぎ(③の観点)

○新ガス小売事業者が変更した場合には、保安業務の実施の引継ぎ^(*)が適切に行われない可能性がある。

(*) 需要家が保管しているガス配管図面など

(1) 緊急時対応(⑤の観点)

○ガス漏れ箇所が不明な場合等にあつては、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者が別々に出動する場合があります、その場合は一事業者で対応するよりも復旧作業や情報連絡が輻輳する可能性がある。

これに対して、

(ア)については、保安業務の実施の引き継ぎが適切に行われるような制度的手当を講じることも考えられるのではないかと。

(イ)については、現在でも同様の可能性があると考えられるが、どの程度問題^(*)が生じているのか。

(*) 平成16年から平成25年までの10年間において、大口ガス事業者等による事故報告(大口需要家に係るものに限る。)は0件。

(5) 大口需要家の特質(業種や規模、使用する消費機器及び内管の複雑さ等)^(※5)や、ガス事業者の保安体制等^(※6)に応じて、保安業務の適切な担い手が異なりうることも考えられるのではないかと。

※5 大口需要家のうち、例えば会社事務所やビジネスホテル等の需要家と工業用建物等の需要家とでは内管及び消費機器の複雑さは必ずしも同じではないと考えられ、内管の系統が単純で汎用性の高い消費機器を有しており保安業務上特段の専門性が求められないものもある一方、内管の系統ならびに消費機器に特殊・個別性が高く、保安業務上当該消費機器に係る情報等が必要な場合もある。

※6 電力事業者や液化石油ガス事業者等の場合は、既に十分な保安体制を有していることもあると考えられる一方、新規の大口需要家の保安を担うのに十分な保安体制を有していないガス事業者や新規参入事業者があることも考えられる。

5. 保安責任の所在について

保安責任の所在については、保安業務の担い手に関する今回の議論を踏まえた上で、次回のガス安全小委員会において取り上げることとしたい。

(参考3)

一般ガス事業者の使用量別需要家数 及び事故の状況

需要分布 (万m ³ /年)	件数		販売量		事故の状況 (平成21年から平成24年)		
	(千件)	(比率)	(百万m ³ /年)	(比率)	消費機器	内管	合計
50～	3.5	0.02%	15,137	56.19%	6	0	6
10～	8.5	0.04%	1,783	6.62%	2	0	2
0～	21,079	99.94%	10,020	37.19%	884	293	1,177
合計	21,091	100%	26,940	100%	892	293	1,185

((一社) 日本ガス協会調べ)

注1) 件数・販売量は需要家数上位10社の平成24年度の合計で卸供給は除く

注2) 事故の状況は一般ガス事業者全て含む

注3) 50万m³/年以上の主な用途は、製造業、大病院(ベッド数500床以上の大病院・地域の中核的総合病院等)、環境関連施設、地域冷暖房、会社事務所、病院・福祉、大規模商業施設、ホテル(大宴会場を有する客室200室以上のシティホテル等)

注4) 10万m³/年以上50万m³/年未満の主な用途は、製造業、会社事務所、病院(ベッド数100床以上の総合病院・規模の大きな専門病院)・福祉、大規模商業施設、浴場、ホテル(ビジネスホテル、大宴会場を有する客室100室以上のホテル等)

注5) 10万m³/年未満の主な用途は、飲食店、小売、会社事務所、学校、医療・福祉、旅館・ホテル、官公庁、製造業、家庭用

ガス導管事業者による大口供給 14事業者 届出件数 194件

大口ガス事業者による大口供給 20事業者 届出件数 98件

(平成25年4月1日現在)

(参考1)

第8回 ガス体エネルギー産業 に係る保安規制に関する検討会 (平成14年5月22日)

事務局（当時の原子力安全・保安院保安課・ガス安全課・
液化石油ガス保安課）から現行の法制度の説明資料（抜粋）

Ⅱ. 内管ガス工事

【現行の法規制】

ガス事業法第28条第1項の規定により、ガス事業者は、ガス事業の用に供するガス工作物である需要家敷地内のガス栓までの配管について、技術基準に適合するよう維持することが義務づけられており、その工事等は、ガス事業者の責任の下、実施されている。

また、供給約款において、供給施設に関する工事はガス事業者が施行するが、簡易な工事（内管工事の約3割）については、需要家が、ガス事業者の承諾した工事人（承諾工事人）に直接申し込み、工事費その他の条件を両者で定め、施行させることもできることとされている。

（参考）

- ・標準一般ガス供給約款（12資公部第101号）、標準簡易ガス供給約款（13資電部第2号）より抜粋

12. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工いたします。ただし、下記①に定める工事については、使用者は、当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）に申し込み、施工させることができます。この場合、工事費その他の条件は使用者と承諾工事人との間で定めるものとし、その工事に関して補修が必要であるとき、使用者が損害を受けられたとき等には、使用者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただき、当社はこれに関与いたしません。

- ① 低圧でガスの供給を受けており、使用最大流量が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事

- イ フレキ管を配管してガスせんを増設する工事
- ロ フレキ管を配管してガスせんあるいは配管の位置を替える工事
- ハ 継ぎ手のみ使用してガスせんを増設する工事
- ニ 継ぎ手のみ使用してガスせんの位置を替える工事
- ホ ガスせんのみを取り替える工事
- ヘ イ～ホの工事に伴う配管の撤去工事

【現状】

ガス事業者が施行する場合及び承諾工事人が施行する場合ともに、ガス事業者が保安責任を負うため、ガス事業者は、それぞれの場合において、以下のように工事を行う者の能力等を担保しているところ。

合わせて、ガス事業者は保安規程に基づく工事現場の保安監督体制並びに、工事関係者に対する保安教育により、保安を確保している。

① 内管工事全般

一般ガス事業者は、独自の工事店指定基準を整備し、内管工事を確実に実施できると判断できる一定の技術的要件・経理的要件（※）を満たす施工業者のみに工事を行わせることとしている。（平成12年度末時点では、大手4事業者合計で約600社指定されており、年間約80万件の工事を行っている）

また、簡易ガス事業者は、一定の技術的要件・経理的要件を満たす施工業者に対し、教育・訓練、資格等の付与を行い、協力会社組織を形成している。（平成13年度末時点で、大手5事業者の協力会社は、合計で約120事業者）

- ※ 建設業法に基づく管工事業の許可を受けたものであること
- 継続的に事業を営むに足る営業基盤を有すること
- 所定の資格を有する要員を雇用しており、業務に従事させ得ること

等

② 簡易な内管工事…承諾工事人制度

一般ガス事業者は、各種配管工事及びガス機器の設置工事などに携わっている工事店であって、日本ガス協会の資格（必要な基本知識・技能を修得するための講習を受講）を取得後、当該ガス事業者に対し工事店登録を行ったものを、承諾工事人とし、簡易なガス工事については、需要家が工事店に直接工事を発注することを可能としている。（平成12年度末時点では、大手4事業者合計で約1500社登録されており、年間約5千件の工事を行っている）

また、簡易ガス事業者は、簡易なガス工事についての需要家から問い合わせに対し、工事店の技術的能力等について、案件毎に個別に審査することとしている。

Ⅲ. 需要家保安業務

【現行の法規制】

ガス事業法に基づき、ガス事業者は、ガス栓までの導管の漏えい検査の外、消費機器に関する周知及び調査、災害発生時等における措置等の需要家の保安に係る業務を行う義務を負っているところ。これらの業務をガス事業者の責任の下で外注しているケースもある。

【現状】

保安項目毎にみると、内管漏えい検査や消費機器調査については、子会社・グループ会社等へ外注している事業者が比較的多いが、緊急時連絡受付・緊急時対応については、ほとんどの事業者が自ら行っている。

また、保安業務を外注しても、事業者が引き続きガス事業法上の保安責任を負うことから、事業者が外注先に対する保安教育・資格管理等を行うことにより、事業者の責任で保安を確保している。

(需要家の保安に係る業務の外注に係る全国的な傾向を把握するため、

サンプリング的に選んだ事業者の状況を両協会を通じ調査した結果は以下のとおり)

表1 一般ガス事業者(22事業者について調査)

消費者保安項目	主に実施している者		
	事業者自身	事業者の子会社・グループ会社等	資本関係等のない別会社
供給開始時の点検・調査	14	8	0
消費機器調査	11	10	1
消費機器に関する周知	15	7	0
緊急時連絡受付	22	0	0
緊急時対応	22	0	0
内管漏えい検査等	11	10	1

表2 簡易ガス事業者(59事業者について調査)

消費者保安項目	主に実施している者		
	事業者自身	事業者の子会社・グループ会社等	資本関係等のない別会社
供給開始時の点検・調査	53	6	0
消費機器調査	39	15	5
消費機器に関する周知	52	7	0
緊急時連絡受付	56	3	0
緊急時対応	56	3	0
内管漏えい検査等	40	15	4

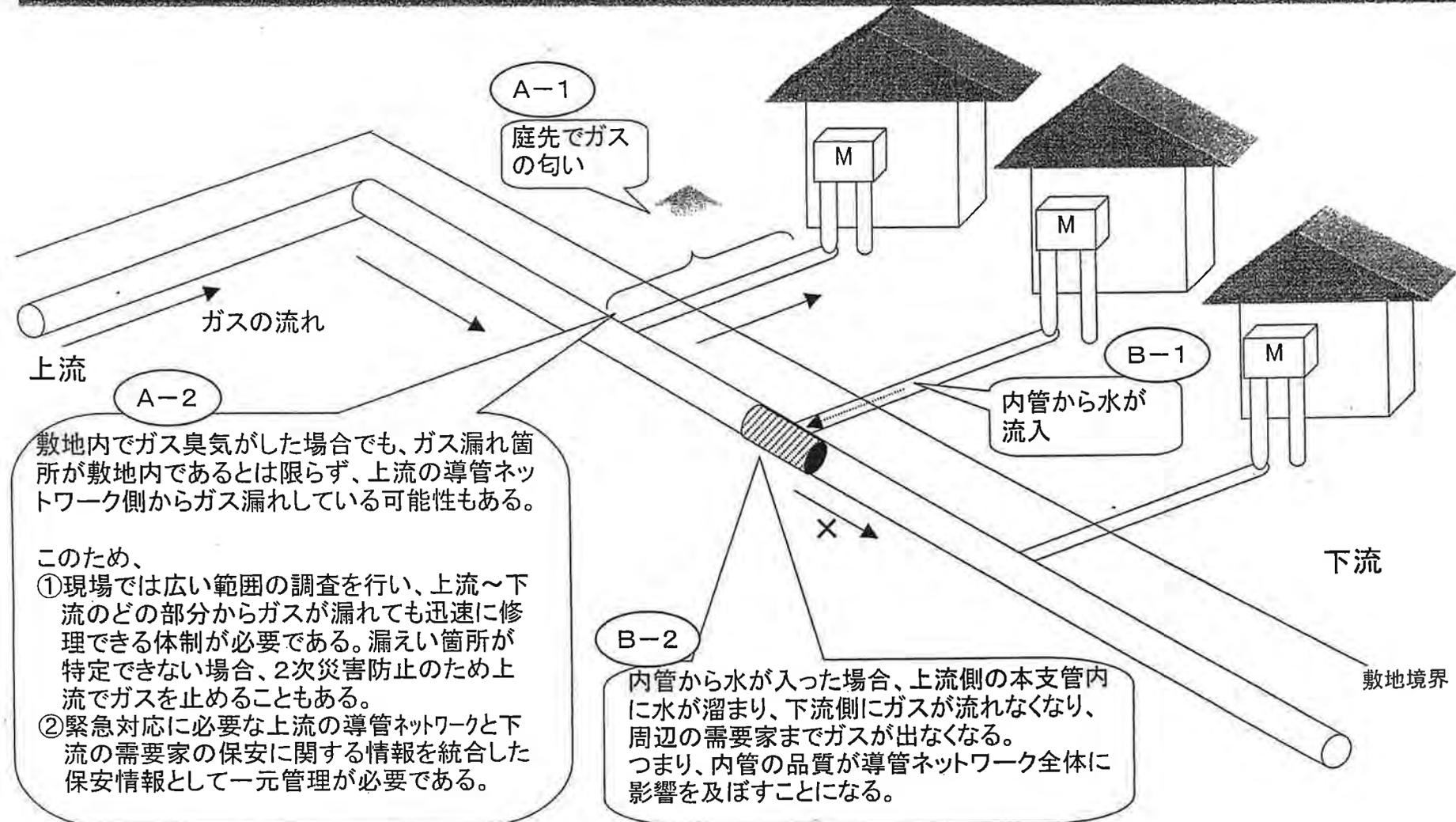
(参考2)

第9回 ガス体エネルギー産業 に係る保安規制に関する検討会 (平成14年7月2日)

内管ガス工事実施主体についての考え方及び
保安業務の委託制度についての考え方に関する
日本ガス協会からのプレゼンテーション (抜粋)

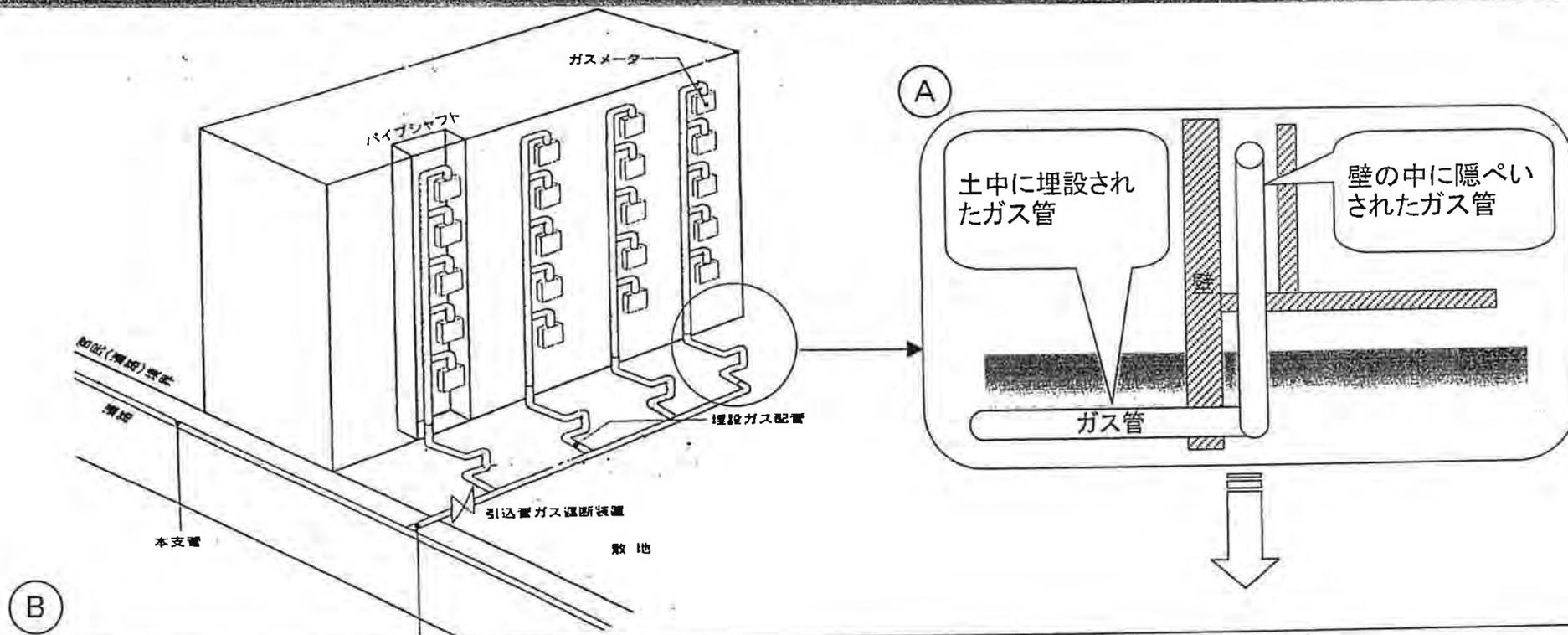
4. 一般ガス事業の供給形態の特徴(導管ネットワークによる供給)

一般ガス事業の供給形態における最大の特徴は長大な導管ネットワーク供給である。上流(導管ネットワーク)と下流(需要家設備)は連結していることから、①ガス漏れ対応では、上流～下流のどの部分のガス漏れでも迅速に修理できる体制と上流～下流を統合した保安情報が必要であり、②内管の品質が導管ネットワーク全体に影響を及ぼすことになることから、下流の内管工事の品質確保は導管ネットワーク管理と一体で行うことが、需要家への供給義務を実行するためにも不可欠である。従って、導管ネットワーク供給において保安を確保するためには、上流～下流の設備・情報を同一主体が一貫して管理する体制が必要である。



5. 一般ガス事業の供給形態の特徴(埋設・隠ぺい配管が多い)

上流の導管ネットワークや需要家敷地内のガス配管のほとんどが土中もしくは壁・床等の中に埋設され、隠ぺいされていることから見えないことが特徴である。特に埋設・隠ぺい配管が多い集合住宅の需要家が、大手3社の平成12年のデータによると全需要家1704万件の48%にあたる817万件と多い。この点がLPガス事業の配管実態と異なる点である。ガス機器の増設や位置替えなどに伴う既設ガス管の変更工事、需要家ガス設備の定期点検(内管漏えい検査・消費機器調査)、あるいはガス漏れ等の緊急対応を適切に行うためには、過去の工事、点検、修理に関する履歴情報を統合した需要家に関する保安情報の一元管理が必要であり、合わせて工事、定期点検、緊急対応という一連の業務を一体的に実施する必要がある。



一元管理すべき主な需要家に関する保安情報

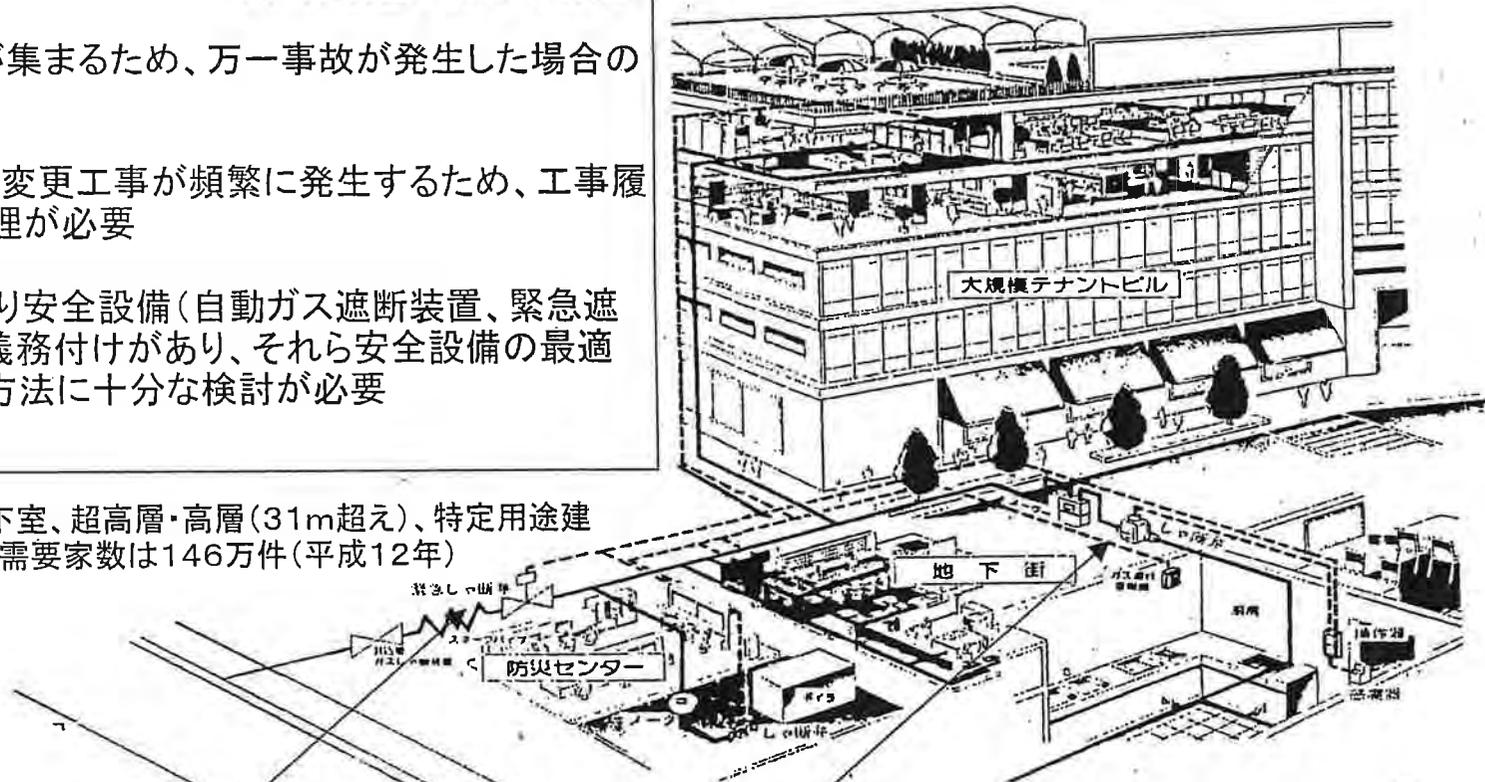
- ① ガス事業者が新設工事を行ったときに作成する図面等の工事情報 ⇒ 「どこにどのようなガス管が設置されているか」
- ② ガス事業者が定期点検を行ったときに作成する点検票等の内管・消費機器の点検情報 ⇒ 「過去から現在まで点検結果に異常はなかったか」
- ③ ガス事業者がガス漏れ修理を行ったときに作成する修理伝票等の修理情報 ⇒ 「過去から現在までどこでどのような修理をしているか」

6. 一般ガス事業の供給形態の特徴(保安上重要物件が多数)

保安上重要物件(地下街、地下室、超高層、高層建物等)のガス設備の工事・定期点検・緊急対応を行うには、高い専門性が必要

- ①建物内の配管ルートは隠ぺい、長大、分岐箇所が多く複雑
- ②不特定多数の人が集まるため、万一事故が発生した場合の被害は甚大
- ③店舗内等のガス管変更工事が頻繁に発生するため、工事履歴に関する情報管理が必要
- ④ガス事業法等により安全設備(自動ガス遮断装置、緊急遮断装置等)の設置義務付けがあり、それら安全設備の最適な設置場所、工事方法に十分な検討が必要

大手3社で地下街・地下室、超高層・高層(31m超え)、特定用途建物(病院・飲食店等)の需要家数は146万件(平成12年)



自動ガス遮断装置:ガス漏れを感知し各店舗ごとに自動的にガスを遮断するシステム

緊急遮断装置:緊急の場合に防災センター等から直ちに建物全体のガスを遮断できるシステム

7. 一般ガス事業における需要家保安の特徴と法体系

